ルネこだいら

ルネこだいら友の会　入会のご案内

公益財団法人 小平市文化振興財団

お得で便利な特典がいろいろ!

ルネこだいら友の会に入会して様々な舞台を鑑賞しませんか

ルネこだいら友の会　会員特典

1 チケットの優先発売!

(公財)小平市文化振興財団が主催、または指定する公演のチケットを**一般発売日に先がけて優先してご購入**いただけます。

チケットの優先発売期間に購入できる枚数は1公演につき、会員お1人様原則4枚までです（ただし、割引は2枚まで）。

※公演により優先発売枚数を変更する場合があります。また、優先発売の割当枚数に限りがある場合があります。

2 チケットを割引料金で!

(公財)小平市文化振興財団が主催、または指定する公演のチケットを**10%割引の会員価格でご購入**いただけます（1会員1公演につき2枚まで）。

※公演により割引率の変更及び割引がない場合があります。

3 スマホチケット（電子チケット）の手数料が無料に!

スマートフォンだけで入場できるスマホチケットの利用手数料が無料となります（一般のお客様は1件につき220円の手数料がかかります）。

※スマホチケットはインターネットチケットサービスからのみ購入できます。

※タブレット端末、スマートウォッチ等ではご利用できません。

4 チケットは郵送、お支払いは自動振替で!

金融機関口座登録が完了している場合、ご予約いただいたチケットは、**送料無料で郵送**します。チケット代金は、ご指定いただいた口座から**自動振替でお支払い**いただけます。

5 インフォメーション・サービス!

ルネこだいらで開催されるイベントや、チケット発売情報などを詳しく盛り込んだ**「ルネこだいら友の会ニュース」**を毎月お送りします。

6 友の会協力店で様々な特典をご用意!

<主な特典例>

永田珈琲・珈琲の香・ぽえむ……店内でのご飲食 10%割引

フローリストノザキ……生花のお買上げ 10%割引

ルネこだいら友の会の会員特典の詳細は、ルネこだいらホームページ（右の二次元コードからアクセス）をご覧ください。

ルネこだいら友の会　会員規約

（名称）

第1条　この会は、ルネこだいら友の会（以下「友の会」という。）と称します。

（趣旨）

第2条　この規約は、友の会の運営について必要な事項を定めるものとします。

（事務局）

第3条　友の会の事務局は、小平市民文化会館（ルネこだいら）内に置きます。

（事務取り扱い）

第4条　友の会の運営に関する事務の取り扱いは、公益財団法人小平市文化振興財団（以下「財団」という。）が行うものとします。

（会員）

第5条　会員とは、この規約を了承したうえで、財団に入会の申し込みをし、かつ財団が入会を了承した方をいいます。

（会員期間）

第6条　会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、入会日から1年間とします。ただし、第9条に規定する届出をしている場合は、会員又は財団のいずれか一方が退会の申し出をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

（入会手続）

第7条　友の会に入会しようとする方は、財団が定める方法で入会手続きを行い、年会費を支払うものとします。

（年会費）

第8条　会員は、年会費2,000円を財団が定める方法で、入会しようとする時及び会員期間を延長しようとする時に、支払うものとします。

（金融機関口座の届出）

第9条　前条に規定する年会費及び第11条に規定する代金（以下「年会費及びチケット代金」という。）を口座振替による支払いを希望する会員は、事前に金融機関の名称等必要事項を届け出るものとします。

（会員証）

第10条　財団は会員に会員証を交付します。発行した会員証は退会の申し出がない限り会員の資格を証するものとします。ただし、第17条各号のいずれかによって会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

（チケットの購入）

第11条　会員は、財団が主催し、又は指定する公演のチケットについて、一般発売日前に所定の割引料金で購入できるものとします。

2　前項の公演、申込期間、販売料金、販売枚数については、財団が決定し会員に通知するものとします。

3　会員は、ルネこだいらチケットカウンターに電話予約（以下「電話予約」という。）又は直接来館のうえ、会員番号、氏名を申し出ることにより購入することができます。

4　会員がインターネット・チケットサービスを利用する場合の支払方法・チケットの受取方法等は、インターネット・チケットサービス利用規約によるものとします。

5　会員は、電話予約をした場合、予約受付日から10日以内に、ルネこだいらチケットカウンターで会員証の提示をすることによりチケットを購入することができます。
また、第9条に規定する届出をし、かつチケットの郵送を希望する会員には、財団は2週間以内にチケットを郵送します。

6　チケットの郵送を希望した会員で、申し込みから2週間以内にチケットが届かない場合及びチケットを受け取ったときに誤りがある場合は、速やかに財団へ申し出るものとします。

7　会員は、申し込みのチケットについて、キャンセル又は変更はできないものとします。

8　会員は、チケット代金を第13条に規定する方法で財団に支払うものとします。

（会員サービス）

第12条　会員は、財団が行う各種サービスを財団が定める方法により利用できるものとします。

（年会費及びチケット代金の支払い方法）

第13条　年会費及びチケット代金は、それぞれ全額一括払いとし、第9条に規定する届出をしている場合は、財団が指定する期日に、届け出た口座から自動振替により支払うものとします。

（会員証の紛失・盗難）

第14条　会員証を紛失し、又は盗難にあったときは、ただちに財団に届け出るものとします。

2　紛失又は盗難その他の事由により会員証が他人に利用されることにより生じた損害は、会員がすべてその損害の責を負うものとします。

（退会等）

第15条　会員の都合により退会するときは、財団に退会の届け出をし、債務を完済するとともに、会員証を返却するものとします。ただし、会員期間の途中で退会した場合であっても、支払い済みの年会費は返還しないものとします。

（届出事項の変更等）

第16条　会員は、氏名、住所及び入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を財団に届け出るものとします。

2　会員は、前項の届け出がないために財団からの送付書類などが延着または不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

（会員の資格喪失）

第17条　会員が、次のいずれかに該当した場合には、財団は会員の資格を取り消すことができるものとします。

（1）入会時に虚偽の申告があったとき

（2）チケット代金等の支払いを怠ったとき

（3）他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為をしたとき

（4）財団が定めた規約に違反したとき

（5）その他、財団の運営上支障があるとき

（個人情報の取り扱い）

第18条　会員の個人情報については、チケットの販売、各種公演情報のお知らせなど、友の会の運営の目的のみに使用いたします。なお、サービス向上の目的で、統計情報の形で使用いたします。

附則　この規約は、平成7年4月1日から施行するものとします。

附則　この規約は、平成9年2月1日から施行するものとします。

附則　この規約は、平成19年4月1日から施行するものとします。

附則　この規約は、平成23年4月1日から施行するものとします。

附則　この規約は、平成30年4月1日から施行するものとします。

附則　この規約は、令和3年6月1日から施行するものとします。

Ⓐ

この部分にのりをつけⒶと貼り合わせてください

預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書（収・加）

（金融機関用）

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社「みずほファクター株式会社」を通じて支払うことにしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

※金融機関（除くゆうちょ銀行）または ゆうちょ銀行 のいずれかひとつを選んで、ご記入ください。

金融機関（除くゆうちょ銀行）

銀行 信金 信組 農協　　支店 本店 出張所

1. 普通（総合口座）　2. 当座　　口座番号

金融機関コード　　支店コード

ゆうちょ銀行

払込先口座番号	払込先加入者名
00130-1-14403	みずほファクター株式会社
種目コード 166	契約種別コード 30

記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください。）　番号（右詰めでご記入ください。）

1 0 ※

口座・通帳名義人

フリガナ　　金融機関お届印

振替日・払込日	毎月5日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
代金回収受託会社	みずほファクター株式会社
委託者名	公益財団法人 小平市文化振興財団
委託者コード	チケット代金 000411　友の会会費 000413

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）

1.貴行に「ルネこだいら友の会」のチケット代金等について、請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり公益財団法人小平市文化振興財団から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

4.この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行には迷惑をかけません。

（不備返送先）　〈ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。〉

〒165-8694　日本郵便　中野北郵便局　私書箱25号
みずほファクター株式会社　決済事業本部　TEL03-6688-3274（株式会社キュービタス内）

金融機関使用欄

不備返却事由

1.預金取引なし
2.記載事項等相違
（店名・預金種目・口座番号・口座名義）
3.印鑑相違
4.その他（　　）

検印	印鑑照合	受付印

折り曲げ線

ルネこだいら友の会 入会申込書

公益財団法人 小平市文化振興財団　御中

私はルネこだいら友の会の会員規約を承認のうえ入会を申し込みます。年会費およびチケット購入代金等は、指定預金口座から振替で支払います。ただし、初回の年会費については現金または郵便振替で支払います。

申込み日	年　月　日　　会員番号
氏名	フリガナ （姓）　（名）
性別	1. 男　2. 女　3. 回答しない　　生年月日（西暦）　年　月　日
住所	〒　－　　☎　（　） 携帯　（　） フリガナ 都道府県　市郡区 フリガナ
職業	1. 公務員　2. 会社員　3. 自由業　4. 自営業　5. 主婦　6. 学生 7. アルバイト　8. 文化芸術関係　9. その他（　）
未成年の方が申し込む場合は、以下もご記入ください。	
保護者署名	フリガナ （姓）　（名）
住所	〒　－　　☎　（　） フリガナ

この部分にのりをつけⒸと貼り合わせてください

ご入会に際しまして、次のアンケートにご協力ください。

好きなジャンル	1. クラシック　2. 演歌・民謡　3. バレエ　4. ポップス　5. オペラ 6. ミュージカル　7. ジャズ　8. 落語　9. 漫才　10. 伝統芸能 11. 民族音楽　12. 映画　13. 演劇　14. 子ども向け事業　15. 舞踊

この部分にのりをつけⒷと貼り合わせてください

Ⓑ

キ リ ト リ 線

ルネこだいら友の会　入会申込み方法

1. 窓口での入会

入会申込書、年会費、金融機関口座番号がわかるもの（通帳など）、金融機関お届け印をご持参のうえ、ルネこだいら1階チケットカウンターへお越しください（休館日を除く9：00～19：00）。

2. 郵送での入会

次に記載の郵便振替口座に年会費をお振り込みいただき、入会申込書、預金口座振替依頼書に必要事項をご記入、押印、年会費の払込金受領証（コピー可）を同封のうえ友の会事務局へご郵送ください。

郵便振替口座〈記号番号〉00160-9-95499〈加入者名〉ルネこだいら友の会

3. インターネットでの入会（即日で入会できます）

ルネこだいらインターネットチケットサービス（右の二次元コードからアクセス）に事前登録(無料)、ログインのうえ、マイページからお申し込みください。なお、年会費のお支払い方法はクレジットカードのみです。

ルネこだいら友の会
年会費：2,000円
会員期間：入会日から1年間

※金融機関口座登録が完了している場合、退会の申し出がない限り会員期間は自動で更新されます。また、年会費のお支払いは会員期間満了月の前月にご指定の金融機関口座から自動振替されます。

お手数ですが
84円切手を
お貼りください。

187-0041

（受取人）

東京都小平市美園町 1-8-5
公益財団法人 小平市文化振興財団
ルネこだいら友の会 事務局 行

（差出人）

ご住所 □□□-□□□□

お名前

タペストリー「響き」
砂畠 睦子 作
（大ホールロビーに展示）

お問合せ

ルネこだいら友の会事務局
公益財団法人 小平市文化振興財団
〒187-0041 東京都小平市美園町1−8−5
TEL 042-345-5111
FAX 042-345-9951
http://www.runekodaira.jp

ルネこだいらチケットカウンター　TEL 042-346-9000
電話予約 9:00〜17:00　窓口販売 9:00〜19:00
友の会入会受付 9:00〜19:00
ルネこだいらインターネットチケットサービス
ルネこだいら　検索